

○信託会社が信託財産として所有する登録国債の登録方法等に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第二号）

改 正 案	現 行
<p>(対象となる登録)</p> <p>第一条 <u>信託業法（平成十六年法律 号）第三十条第三項</u>（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令、財務省令で定める登録は、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十七条又は第二十八条第一項に規定する登録とする。</p> <p>(信託財産である旨を明示する方法)</p> <p>第二条 <u>信託業法第三十条第三項</u>に規定する信託財産である旨の明示は、登録国債（同項に規定する登録国債をいう。以下同じ。）に係る国債登録簿の記名欄において、当該登録国債を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合にあっては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。</p> <p>一～七 （略）</p>	<p>(対象となる登録)</p> <p>第一条 <u>信託業法第十条第三項</u>（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令、財務省令で定める登録は、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十七条又は第二十八条第一項に規定する登録とする。</p> <p>(信託財産である旨を明示する方法)</p> <p>第二条 <u>信託業法第十条第三項</u>に規定する信託財産である旨の明示は、登録国債（同項に規定する登録国債をいう。以下同じ。）に係る国債登録簿の記名欄において、当該登録国債を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合にあっては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。</p> <p>一～七 （略）</p>